

インドにおける開発政策と外国資本(二)

戸崎純

はじめに

一 経済自立と従属

(1) 「開発の成果」

(2) 従属的發展と多国籍企業

(3) 「新しい従属」と「階級同盟」の形成

二 「経済自立」戦略と外国資本

(1) 工業化と従属(以上本誌第四〇巻第二号)

(2) 外資政策と技術提携

(3) 対インド直接投資について

(4) 対インド経済援助について

(2) 外資政策と技術提携

インド経済は、民族ブルジョアジーの「経済自立」戦略⁽¹⁾重工業優先的な工業化政策によって、六〇年代には産業構造の一定の変化を帰結する。

伊藤論文は、公共部門の投資比重の年々の拡大と公共部門の

インドにおける開発政策と外国資本(二)

比重増大⁽²⁾「いわゆる国家資本主義拡大政策」を「資本主義拡大のインド的特殊性の一つ」として捉えているが、それはインド・ブルジョアジーの開発戦略に沿うものであり、これと矛盾するものではない。なぜなら、「個々の資本は、一部の大財閥もふくめて各種の重化学工業を一挙に設立するほどには強力ではなかったから、財政、金融機構をつかって強制貯蓄をおこないうる国家によって個別資本によっては当分参入しえない大規模投資を要する重工業を設立し、もってインド経済の生産的基盤を強化することは、私的資本にとっても必要なことであった」(伊藤論文一七ページ)からである。

すでに見たように、この政策を領導した一九五六年「産業政策決議」は「公共部門の拡大が私的資本の存続、拡大を前提とし、その接収によらずに上からの創設による方式をとる」ことを明確に打ち出し、私的資本の「拡大再生産を保証した」(同一一六と七ページ)。このインド国家資本主義の發展は、伊藤論

文によれば、「既成の資金的・技術的・経営的蓄積をもたない公共部門の拡大は、もっぱら強制貯蓄（間接税中心の増税、赤字財政）と外国援助資金とに大きく依存する蓄積様式に依拠せざるをえない」のである（同一一七ページ）。

伊藤論文の指摘するインド資本主義発展のもう一つの特異性とは、急速な重工業化が手工業の広範な残存と並んで、またこれを前提として進められたことにある。

「近代資本制支配の未完を前提とした急速な重工業化」ゆえに、内生的な技術基盤の成長、資本蓄積を前提しえず、さらには「国内潜在資金の動員策——とくに農村、地主層からの余剰の動員や奢侈的消費の削減のための政策——が欠けていた」がゆえに資本と技術の対外依存を招来する。

伊藤論文によれば、一九六〇年代前半までのインド経済の工業化は外国からの援助、資本と技術の導入がなければ到底実現しえなかったものであり、外国資本・技術への「従属」を前提にしてはじめて工業化を進めえたのである。

外国資本に対するインド政府の基本方針は一九四九年に首相声明として示された。それは次のようなものであった。

「国民貯蓄が望ましい規模でのわが国の急速な発展のために十分でない」こと、さらに「科学的、技術的、および工業的知識や資本設備」の導入が急速な発展のために必要とされていること、このため「インド資本は外国資本による補完を必要としている」。したがって国家は「最も有利な方法において、外国

資本を利用する」。また既存の外国企業については、「政府の産業政策の一般的要件に合致する」限りは、インド企業と同等に扱うと。さらに声明は、外国資本の導入をはかるためにも利潤送金や投資の回収にかなる制限も課すつもりはないと述べている。⁽³⁾

外国資本に対する右に示された基本方針は一九四八年の「声明」、五六年の「決議」に明示された資本主義的開発政策の基本戦略に沿ったものである。すなわち、五六年「決議」は重工業と機械製作工業を發展せしめ、基幹的かつ戦略的に重要な産業は政府部門に置いて拡大させることを課題に、鉱工業を三つの部門に分け政府が専ら責任を負う部門と民間企業が主導し得る部門とを定めたのであるが、外国企業もこの政策の枠内で、インド資本と対等の扱いを受け得るのである。

さらに、一九五一年に新企業設立のライセンス付与の規制を明示した「産業開発規制法」が制定されるが、これにより外国企業も、インド企業と並んで、企業の新設、拡張及び新製品生産の際には政府の所轄機関のライセンス（認可）を受けることになる。このライセンス制度の目的は、稀少資源の優先部門への配分、国内後進地域開発の促進、産業の地域分散、経済力集中（独占）の排除、小規模工業の發展促進などであった。なお、このライセンス制度は「輸入ライセンス」によって補完されている。外国資本も、インドの民間企業と同様に、このライセンス制度に従う限りインドでの営業活動を保証されたのであ

る。このように、インド政府の外資政策では、国家資本主義政策の枠の中で、資本及び技術の積極的導入のために外国資本・外資系企業は国内民間資本・企業と同等に扱われていた。⁽⁴⁾

一九五〇年代後半、外貨事情が急速に悪化する。インド政府は外貨の流出を防ぐ目的で技術輸入を規制し、技術提携を伴わない対インド投資を原則として規制することによって技術移転⁽⁵⁾を伴う外資導入、製造業への直接投資の導入をはかろうとしたが、外貨事情の悪化は外資の導入に阻害要因となるべき配当の送金を規制することになった。

だがこの配当の送金規制にもかかわらず、多くの外資系企業が設立された。それは次の事情による。すなわち、外貨不足による厳しい輸入制限が行われた結果、それまでインド市場への工業製品を輸出していた外国企業はインド市場を断念するかそれともインドへの直接投資による現地生産を開始するかを選択に迫られた。インドでの営業活動を停止した企業も多かったが、大多数の企業は、特に化学工業、製薬工業の分野で、インドでの現地生産を開始するにいたったのである。⁽⁶⁾

対インド民間投資、在インド外資系企業の規制がなされるのは、一九六〇年代半ばからである。一九六六年に経済停滞が始まり、競争が激化して政治問題化するにいたり、産業ライセンズ委員会は外資系企業に差別待遇をとりはじめた。六八年には政府声明によって外資系企業の設立が認可されない分野が指定され、また、外国人の株式所有が四〇%をこえる場合は全て、

インドにおける開発政策と外国資本(二)

インド政府(内閣)の認可が求められることになった。

さらに、一九六九年にはM R T P法により大財閥と外資系企業は特別のライセンズ制度の下に組み込まれた。また、これとは別に外資提携に関するガイドラインが示され、外資提携に際しては資金導入よりも技術移転を重視しノウハウの導入を促進する方向への指導がなされ、技術協定の期間、更新回数、輸出指向型企業の製品輸出比率などに厳しい規制措置がとられることとなった。

だが、一九七〇年代に入りインド経済には「自由化」傾向が目立ち始める。一九七〇年にインディラ・ガンディー政権の下で、外資提携の新しいガイドラインが示され、技術格差を埋めることを課題として一九六〇年代後半の制限措置が緩和されたのである。⁽⁸⁾

さて、一九七〇年に出された「新産業認可政策」は、確かに、財閥企業と外資系企業の活動を一定方向に規制しようとするものであり、また「ほとんど構想の域にとどまった」とされる「ジョイント・セクター」構想も政府による大企業の株式取得、大企業に対する政府の発言権の強化を狙ったものであった。⁽⁹⁾ このようなインド政府の動向からは「自由化」ではなく、一九七〇年代初頭は一九六〇年代後半にひきつづいて規制強化こそが政策の主流であったと見られるかもしれない。しかしながら、この「新産業認可政策」も発表後数カ月にして、制限が緩和され、製品の六〇%を輸出に向ける財閥系企業と外資系企

業に対しては工場の新設や拡張の規制が緩和されることとなつたのである。

さらに、一九七四年のF E R A（外国為替規制法）は外資系企業の外国人持ち株を四〇％に制限することや外資提携の規制および外国為替の管理を目的とするものである。だがこれは他面では、外国資本への規制を緩和する狙いを持つものとみてよい。すなわち、外国人持ち株四〇％以下の企業はM R T P法の規制を免れ得るのであり、さらに四〇％をこえる外国人持ち株がある場合でも、その企業が高度な技術を有し、あるいは製品を大半を輸出にしている場合、その実績を政府が認める限りは、認可されるといふのである。

デザイン論文は一九七四年のF E R Aの目的は六九年のM R T P法による外資系企業への制限を緩和することにあつたとみて⁽¹⁰⁾いる。しかしながら、多数株所有を主張する外国人投資家はこのF E R Aを歓迎しなかつた。多数支配の喪失に苛立ち、少数の外国企業はインドを撤退した。その他の、インドに踏み止まつた外資系企業のあるものは、外国親会社の持ち株がそれ以上減る場合はインド会社は親会社の技術の利用権は失うものとする合意をインド人資本家と交わした。「概して、M R T P法とF E R Aは外国投資を阻害した。その結果七〇年代は外国投資が落ち込むことになつた⁽¹¹⁾」。

一九七〇年代後半にはこの「自由化」傾向は一段と明確になる。「自由化政策」はインド工業化戦略の基本に輸入代替工業

化政策の支柱をなす輸入政策の七〇年代の変化に端的に現れている。西口教授は一九七〇年代半ばに産業政策の転換がみられるとして、「一九六〇年代初頭から七〇年代中頃までの貿易政策の特徴」は輸入代替工業化政策を基本とし輸出促進政策は、「この基本政策の補足手段に位置付けられる」ものであり、輸入政策も「必要不可欠で国内で得られない品目に限つて輸入を認める原則」に従つていた。だが一九七〇年代後半においては、「産業政策の重点は、輸出を推進力として生産効率の高い大規模な輸入代替工業化を促進する方向に、徐々に転換し」、その貿易政策は「輸入自由化」、「輸出および輸出産業重視政策」、「輸出向け生産の自由化」であると指摘する⁽¹²⁾。

「輸入自由化」により、輸入手続きの簡素化とともに、ライセンス自由化品目の拡大によつて資本財の輸入は国内で生産されていぬ品目に限り技術開発指導局の審査を経ないで「自由」に輸入できるようになつた⁽¹³⁾。また、「輸出および輸出産業重視政策」は「従来の輸入代替工業化政策に沿つて設定された『優先部門』と『非優先部門』との産業分類に替えて、『国民経済と輸出向け生産にとつてその産業が有する重要性』を考慮して、『選定産業』という新しい産業的範疇を設定し」、この「選定産業」の必要とする部品・原材料の輸入認可は自動承認とするものである。さらに、「輸出向け生産の自由化」は「輸出向け生産を産業認可規制外とし、独占および制限的商慣行法〔M R T P法〕で『支配的企業』を決定する場合の計算から輸

出を除外する。加えて輸出生産のための技術を近代化する目的で、技術輸入が一層自由化される⁽¹⁴⁾ことよって促進された。

このように産業認可制度や輸入規制の緩和による輸出促進政策を背景に外国資本・外資系企業への規制緩和も一段と進展した。経済自由化政策の進展である。一九八二年の「産業政策声明」では従来公企業が担うべき中核部門の業種が、財閥系大企業と外資系企業に開放された。開放された分野は資本集約的で高度な技術が要求される分野であり、かつインド重化学工業化にとって基礎的な分野であった⁽¹⁵⁾。

このように独立後のインド政府の外資政策の基本は重工業化の政策のもとに外国資本と技術を積極的にインドに導入し、かつこれをインド人支配の下に管理しようとするもの（インド人化政策）であった。外国人の持ち株を四〇％を限度とし、それ以上を認めないこと、また技術提携を伴わないものは認めないことの二点がその基本であったとみてよいだろう。

後段、対インド直接投資の推移にみるように、「インド人化」政策の「成果」は一九七〇年代に現れている。だが、外資系企業に占める外国人持ち株のシェア低下が直接に外国資本の対インド資本支配の後退を意味しているのではないことに注意せねばならない。外国資本の影響については、技術支配の側面にも注意を向けねばならない⁽¹⁶⁾。

技術提携件数の増加はインド政府及びインド資本が自らの生産力基盤を向上させんがために積極的な外資依存の技術導入を

求めた結果である。だがそれは事態の一面であって、それと同時に外国資本も先進資本主義諸国の独占的大企業が技術協定を軸にインド資本の支配を維持する、新しい展開を示すものだとの見方がある。

「技術提携に関する協定（技術協定）」は子会社の「株式」所有に関するインド人化の漸進過程に対応して、外国親会社からインド子会社になされた直接投資のうちに具体化されている技術がインド人の手中に実質的に移転する可能性を排除し、同時にインド会社の支配を維持するために外国親会社によって採られた一つの防衛措置⁽¹⁸⁾であるといわれている。

技術提携は一九六〇年代前半までのインド経済の工業化過程に積極的役割を果たしたのであるが、技術提携の成果は、その多くが外国資本の収めるところとなったのである。

技術協定によって在インド企業に提供されるものは、工場制度や機械設備の設営などに関するノウハウ、パテント、さらには商標などである。技術提供をうける側はその代価を外貨で支払うか、一部株券の供与という形で支払うことになるが、インドでは一九五〇年代後半の「外貨事情の悪化とともに、次第に後者の支払い形態が奨励され⁽²⁰⁾」てきたのである。技術提携件数の趨勢を概観しよう。

第四表によれば、技術提携件数はインド経済において重工業への重点投資がなされ「工業構造の高度化」し「インド経済の自立的基盤」の強化がはかれた時期、特に一九六〇年代の前

第4表 技術提携件数の推移

年	技術提携件数
1957	81
1958	103
1959	150
1960	380
1961	403
1962	298
1963	298
1964	403
1965	242
1966	202
1967	182
1968	135
1969	135
1970	183
1971	245
1972	257
1973	265
1974	359
1975	271
1976	277
1977	267
1978	307
1979	267
1980	526

(出所) V. N. Balasubramanyan, op. cit., p.150
 および北村かよ子『発展途上国における外国投資統計—作成状況とその特徴—』アジア経済研究所, 1984年, 87ページ。

半に急増している。

だが、インド経済の「失速」の時期には件数も減っており、一九七〇年代に入って再び活発化している。

在インド企業の技術提携の相手企業を国別にみると(第五表)、一九六〇年ではイギリス \parallel 三一・六%、アメリカ \parallel 一六・一%、西ドイツ \parallel 一五・三%、日本 \parallel 一〇・三%となっている。再び技術提携が活発になってくる一九七〇年代後半にはアメリカとイギリスの地位が入れ代わり、一九八〇年にはアメリカ二三・八%、イギリス \parallel 二〇・九%、西ドイツ \parallel 一九・〇%、日本 \parallel 一六・七%となっている。技術提携の相手企業が旧宗主国イギリス国籍企業にかわってアメリカ国籍のものが増加したことに注目を要する。

さらに技術提携件数を工業部門別にみると、一九五七年から七〇年までは、各種産業用機械を生産する部門で四三三件(この期間の全件数の一三%)、電気設備及び器具・部品で四〇四

件(二二%)、運輸設備 \parallel 二六一件(八・一%)、機械工具・部品 \parallel 二三一件(七・二%)、化学・化学製品 \parallel 四四〇件(一一・二%)などとなっている。さらに一九七六年から七八年までの三年間をみても各種産業用機械 \parallel 二六・二%、電気設備及び器具・部品 \parallel 二二・三%、化学・化学・製品 \parallel 一〇・七%などとなっており、資本財生産部門、中間財生産部門が大きな比重を占めている。

技術提携件数が一九五〇年代後半を境に急増(一九五七年の八一件が六〇年には三八〇件となっている)したのは、五八年の国際収支危機を契機としている。技術輸入(外国資本による対インド技術輸出)が外資提携 Foreign Collaboration という形態(外資提携は外国資本による技術輸出にたいしてその代償として技術供与先のインド企業あるいはその技術に基づいて設立された合弁企業に資本参加するという形態)をとることによって、インド企業・インド経済は必要とする技術・設備を

第5表 技術提携件数(国別)

(件数)

	技術提携件数	イギリス 資本	アメリカ 資本	西独資本	日本資本
1957年	81(100.0)	17(21.0)	6(7.4)	2(2.5)	1(1.2)
1960年	380(100.0)	120(31.6)	61(16.1)	58(15.3)	39(10.3)
1964年	403(100.0)	105(26.1)	78(19.3)	68(16.9)	35(8.7)
1970年	183(100.0)	39(21.3)	33(18.0)	36(19.7)	15(8.2)
1976年	277(100.0)	54(19.5)	69(24.9)	58(20.9)	10(3.6)
1980年	526(100.0)	110(20.9)	125(23.8)	100(19.0)	35(6.7)
1957~80年	6232(100.0)	1455(23.3)	1221(19.6)	1098(17.6)	537(8.6)

(注) ()内は%。

(出所) 大杉一雄編, 前掲書。および北村かよ子前掲書。

インドにおける開発政策と外国資本(二)

「当面」は外貨の負担なくして導入しうることが、すなわち先にも述べたように、「一部株券の供与という形で支払うこと」で導入しうることが、一九五八年の外貨事情の悪化を契機に、インド政府の政策によって奨励されることになった。

次に、この技術供与を受ける企業についてみておこう。それは「必ずしもインド人企業ではない」。伊藤論文は、「当面」は外貨の負担なくして導入しうることが、すなわち先にも述べたように、「一部株券の供与という形で支払うこと」で導入しうることが、一九五八年の外貨事情の悪化を契機に、インド政府の政策によって奨励されることになった。

文は、「技術供与をうける企業を子会社、外資参加会社、純技術提携会社にわけ」、技術提携件数にしめるこの三つの「類型」それぞれの割合が五〇年代と六〇年代とは「大きなちがいがあつた」こと。すなわち、「子会社設立にたいする一定の制限政策のもとで六〇年代には後二者の比重が圧倒的となつてきてい」と指摘する。⁽²²⁾

この技術提携の「類型」に関して、西口論文は、外資提携を「外国企業がインド企業の株式を取得し、経営参加のみをなすケース」Ⅱ「資本提携会社」、「公式の技術協定にもとづき、インド企業と外国企業との間で資本・技術提携をなすケース」の二つがあり、後者が「今日では常態」であると指摘する。

なお後者にはさらに「外国企業が、提携相手側のインド企業に移転した技術にもとづいて設立される現地法人の企業の株式を取得して、新企業の経営に参加するケース」(このケースはさらに株式取得のシェアによって、「外国企業が五〇%以上の株式を取得する場合」Ⅱ「外資系子会社」と「五〇%未満の場合」Ⅱ「外資少数持株会社」に分類される)と「外国から技術移転のみを求めるケース」Ⅱ「技術提携会社」とに分類される。

一九六〇年代前半までの外資提携の状況については、外資系子会社二二四社のうち九二社が技術協定を有するのに対して、外資少数持株会社三六七社の七一%Ⅱ二五九社が技術協定を有すること、さらに「外資系子会社における技術協定について、

これを子会社の設立時期別にみれば、独立前の一九四七年までの時期において設立された子会社の約二五％が、技術協定を有しているに過ぎない。しかし一九五六～六四年の間に設立された子会社では、その約八〇％が技術協定を持つようになっていた。⁽²⁴⁾（ここから西口論文は、先に紹介したように、技術協定を資本提携会社や外資系子会社の「インド人化」にたいする外国親会社の、技術の実質移転の可能性を排除し、在インド会社の支配を維持せんとする「防衛措置」として位置づけたのである。）⁽²⁵⁾このような外資提携、とりわけ技術協定がインドの工業化に果たす役割はいかなるものであろうか。

伊藤論文の指摘によれば、純技術提携会社の工業製品販売高は六〇―六一年の約二九億ルピーから六四―六五年の六〇億ルピーに二・一倍増し、そのうち機械工業 \parallel 二・二倍、金属工業 \parallel 三・一倍、化学工業 \parallel 二・一倍となっている。これはこの三業種の全インドの生産の伸び（それぞれ同時期に一・八倍、一・六倍、一・五倍）を上回っている。これは「外国資本との技術提携企業はインド工業構成の高度化をいわば先導している」ことを示している。

また、純技術提携会社の「総投下資本（総資産から累積赤字を除いたもの）にたいする粗利潤の率」は、六〇―六一年に一・八％、六三―六四年に二・〇％で、インドの主要株式会社の平均利潤率を二ポイントほど上回っており、外資提携・技術提携が「高利潤・高蓄積」を保証していると。⁽²⁴⁾

石上悦朗氏は技術提携の主たる分野は資本財関連部門であり、インドの技術導入を担ったのはインド企業ではなく外資系企業であったこと。この技術提携は民間部門のみではなく、公企業においてもその提携件数は一九六〇年代には七〇件から一六七件へと急増したこと、などを指摘している。⁽²⁵⁾ 注目すべきは、この過程で外資取扱の原則「インド側多数株支配」、すなわち、インド人化政策は犠牲にされ、さらに、一九五六年「産業政策決議」に定めた第一カテゴリーと第二カテゴリーの産業分野を部分的に民間大企業と外国企業に開放することによって外資の導入がはかられたことである。

インド五ヵ年計画の中で大体順調に成果を収めたとされている第二次・第三次計画は外資提携の増大、外資の流入及び援助依存の強化があつてはじめて可能であつたとみるべきであろう。

技術提携はインドの国際収支危機を契機に技術輸入よりも外国企業との技術提携により貿易収支に負担をかけずに技術格差を埋め、工業化を促進する目的で、積極的に求められてきた。だが、外国技術導入が在インド技術提携企業の高利潤、高蓄積の実現に貢献し、インド工業構成の高度化に貢献してきたとしても、他方では、「新たに原料・部品の輸入の増進をもたらして、インドの貿易収支を悪化させる要因をはらんで」おり、加えて技術の提供にたいするロイヤルティとその他の支払い額が年々増大する。さらに、技術提携の条件には輸出制限条項が含

まれており、このためにインド提携企業の輸出額は絶対額で伸びてはいるものの、「その生産額に占める割合では六〇年度から六〇年代後半にかけて低下傾向にある」こと、また、維持輸入の拡大・恒常化がすすんでいることなどが指摘されている。⁽²⁶⁾これらはいずれも「国際收支の圧迫要因」となっている。

(1) 本誌第四〇巻第二号（一九八六年九月）所収（二〇五～二一三ページ）の拙稿の第二表および第三表を参照。

(2) 伊藤正二「独立後の独占資本の発展と経済的従属」、中村平治編『インド現代史の展望』青木書店、一九七二年。

(3) 大杉一雄編『インド——経済と投資環境——』（付録Ⅲ——産業・外資政策基本文書）アジア経済研究所、一九六八年、五八六～八ページ。

(4) インド国内での産業開発規制法とライセンス制度の適用に関する限り、外資系企業への差別待遇は何らなかった。Ashok V. Desai, 'New Forms of International Investment in India', *Social Scientist*, Vol. 12, No. 6, June 1984, pp. 23-43.

(5) だが、七〇年代には非居住インド人による支配を伴わない投資や八〇年代初頭にはアラブ人の投資が、技術提携を伴わないものであっても認可されている (A. Desai op. cit., pp. 26-27)。

(6) Ibid. なお西口教授は「一九五八年以降」アメリカ主軸の「帝国主義的独占資本の海外進出」が「新たな形態のもとで展開され」、五〇年代後半以降顕著になるインドの国際收支の危機の進行を契機に「インド政府の積極的な外資導入政策に誘導されて、高率保護関税を乗りこえ怒濤のようにインド内部に押し寄せてきた」と指摘し

インドにおける開発政策と外国資本 (二)

ている（西口章雄『発展途上国経済論——インドの国民経済形成と国家資本主義——』世界思想社、一九八二年、二一九ページ）。

(7) M R T D 法 = Monopolies and Restrictive Trade Practices Act は、主要民間企業（大財閥）を「国家的統制と規制のもとへ包摂していく方向を明示した」のであるが、「その政策意図は、現実的には単なる空手形でしかなかった」といわれている（西口章雄、前掲書、二一九～二二二ページ）。

(8) 石上悦朗「インド機械工業における技術問題と外資提携政策——UNCTAD の一事例研究を中心にして——」（一）『福岡大学・商学論叢』第三〇巻第三・四号、一九八七年三月）四七五～六ページ。

(9) 同書。および西口章雄、前掲書、二二八～二四二ページ。

(10) A. Desai op. cit., p. 27. なお、この一九七三年に決められた外国為替規制法（一九七四年四月一日施行）の二九条は外国人所有企業に対して外国人所有株式を四〇％あるいはそれ以下に削減するよう強制するものであった。在インド支店の場合外国人持株四〇％以下のインド会社へと改組を迫られたのである。外資系企業のいわゆるインド人化 Indianization の進展であった。「インド人化」には主に三つのケースがあった。企業資産を売却あるいはインド人企業家に企業全体を売り渡すこと、インド企業との合併、そしてインド政府による接収の三つのケースである。次のように説明されている。

この「規定によって外国企業のインド支店は、特定期間内に外国持株四〇％以下の個別のインド会社（インドの会社法）一九六五年」にもとづいて設立された会社）へとその改組をせまられた。外資系

子会社（外国持ち株五〇％あるいはそれ以上のインド会社）の場合、次のケースを除いて四〇％あるいはそれ以下に持株の削減を要請された。そのケースとは、子会社が①一九七三年の産業認可政策で指定された中核部門、②輸出指向産業（売上高の最低六〇％を輸出）、③技術集約的産業のいずれかに従事している（または①～③の活動に従事し、その売上高が総売上高の七五％以上である）場合である。この場合には、七五％までの外国持株が認められた」（西口章雄「外資提携と工業技術の開発」、西口章雄・浜口恒夫編『インド経済——発展と開発』世界思想社、一九八六年、一九八～九ページ）と。

- (11) Ibid., pp.27-8. なお、石上氏は一九六九～七三年にインディラ・ガンディー政権によって「貧困の追放」、一四商業銀行の国有化、MRTP法、「新産業認可政策」、FERA等の政策が相次いで出される「インディラ・ガンディー政権がラディカルな時期」(S.Balu, Self-Reliance to Dependence in Indian Economic Development 'Social Scientists', No.126, Nov.1983) によつて「外資提携の制限緩和が着実に進行していた」とし、「このような自由化措置にもかかわらず外資提携件数が第三次五カ年計画期を下回ったのは工業生産の停滞によるもの」と指摘している（前掲論文）。また西口教授は七〇年代初頭以降のガンディー政権の「新経済政策」を「生産優先主義的産業政策」と位置付けている（前掲書）。

- (12) 西口章雄「計画的工業化の展開」（西口・浜口編、前掲書）七〇～七三ページ。

- (13) 石上悦明、前掲論文、四七七ページ。

- (14) 西口章雄、前掲「発展途上同経済論」。

- (15) 下山瑛二・佐藤宏共著『インドにおける産業統制と産業許可制度』アジア経済研究所、一九八六年。

- (16) 石上氏も、FERAが「外資の参加を原則として四〇％以下に制限したが、これによる株式の分散化は必ずしも外資、外国企業の支配権の喪失を意味するものではない。ライセンス協定（契約）による技術導入（技術提携）が外資少数合弁企業における外資・外国企業の実質的支配を補完するから」と述べている（前掲論文（上）『福岡大学・商学論叢』第三〇巻二号、一一七～八ページ）。また、V.N. プラスブラマヤンは、インド経済での外国資本・企業の参加方式やその分野別の構成が変化してきたこと、さらにそれらが製造業の技術集約的な分野にむかっていることを指摘している（V.N. Balasubramanyam, *The Economy of India*, Weidenfeld and Nicolson, 1984, p.149）。

- (17) 外資提携 Foreign Collaboration とは、外国会社によるインド会社への資本参加（純粋資本参加）、および両者の間で交わされた正式の協定をもつて、技術提携 Foreign Technical Collaboration をさす。後者を技術協定とよぶ。この技術協定は主として特許とノウハウの実施権許諾契約をさす（西口章雄、前掲書、一四五～六ページ）。

- (18) 西口章雄、前掲書、一四六～七ページ。

- (19) 伊藤正二、前掲書、「商標の使用自体はなんらの技術の供与ではないが、有名な商標の使用はそれだけで販売量を引き上げるので、かなり広範におこなわれている」（二三三ページ）。また、A. デサイは今日の対インド国際投資の新しい形態をとりあげた前掲論文で、インドでは技術輸入が規制されるにいたった時点で、技

術を併わない単なる商標の輸入(使用)は禁止されたと指摘。その例外はコココーラであったが、コココーラをポトリングしているインド企業 Pure Drink に対しインド政府はコココーラの在インド子会社を通じてその親会社から輸入した原液を使ってポトリングだけをするのではなく、国内で原液を作るようにと指導してきた。だが Pure Drink 社はこの政府の圧力をはねかえして多種多様の商品を生産して原液を輸入するライセンスを獲得していたが、その後、FERRAのもとで子会社の持ち株を四〇%以下に減らすことを拒否してコココーラ社は一九七七年にインドを撤退することになったと述べている (Desai, op. cit., pp. 28-4)。

(20) 伊藤正二、前掲書。一九五〇年代後半の輸入規制に伴い従来対インド輸出市場を確保するために外国企業がインドに現地企業を設立するにいたったことは先に触れたが、同様に、インドの輸入業者も輸入規制に輸入代替工業化政策のインバクトを受けた。すなわち、デサイ論文の述べるところによれば、製品輸入の規制を受け輸入業者の多くがわかづくりの製造業者となった。彼らは技術的にも未熟であって、技術とそれを扱うノウハウを外国(企業)からの供給に求めることとなったが、資金にも乏しく、したがってその対価の一部を株式で支払うこととなった。外国の企業からすれば現物形態での投資 investment in kind である。デサイ論文は「このタイプの投資が対子会社投資よりも大きかった」と指摘している (Desai, op. cit., P. 32)。

(21) 西口論文は「インド政府は、国際収支悪化に外貨危機のもとで生産の拡大を確保するために、外国資本の導入を促し、これに関連して内外民間資本の資本・技術提携の発展に道を開くとも」に、

インドにおける開発政策と外国資本 (二)

政府および国営企業が専らに生産を担当するとされた分野を内外の民間資本に開放しはじめたと指摘する(前掲『発展途上国経済論』一七七ページ)。

(22) 伊藤正二、前掲書、一三三〜一四ページ。

(23) 西口章雄「外資提携と工業技術の開発」(西口・浜口編、前掲書)一八六〜一九ページ。

(24) 伊藤正二、前掲書、一三四ページ。

(25) 石上悦朗、前掲論文(下)、四七一ページ。ここでは、「主として第二次、第三次五カ年計画期および年次計画期における外資提携の形態について」次のように要約されている。「企業カテゴリー別にみた外資提携協定件数は、外資少数合弁企業が全体の四割強を占め、これに外資子会社の分を加えると五六〜六〇%に達する。つまり、技術導入を担ったのはインド企業ではなく外資系企業であった」と。そして、「これは技術の自助を達成するというインドの基本的立場と相容れないはずであった」と。

(26) 伊藤正二、前掲書、一三三〜一五ページ。

(3) 対インド直接投資について

一九七三年のいわゆる第一次石油危機以降、先進資本主義諸国の対外直接投資の年平均成長率は低下した(先進一三カ国の一九六〇年〜七三年の年平均成長率は二・六%、七四年〜七九年は一一・九%)が、発展途上国向けの直接投資は非常に勢いで伸長している。DAC諸国の一九七三年から七八年までの対発展途上国直接投資の年平均成長率は一九・四%であり、それ以前の六〇年〜六八年の七・〇%、六八年〜七三年の九・二

％と比べて、その急速な伸長が見て取れるであらう。⁽¹⁾このように、第一次石油危機以降、七〇年代のDAC諸国の対途上国直接投資は大きく伸びているのであるが、それら直接投資の受け入れ国に占めるインドの位置はどのようなものであろうか。OECDの資料によると、インドのDAC諸国からの直接投資受け入れ額は一九七八年末で二五億ドルであり途上国受け入れ総額の二・八％を占めている。ブラジル（一五・一％）やメキシコ（六・七％）に及ばないものの、シンガポール（二・一％）、台湾（二・一％）、韓国（一・七％）等いわゆるアジアNIC Sよりも高くなっている。⁽²⁾

しかし、国連の資料によれば、途上国全体の直接投資受け入れ額に占めるインドの割合は、一九六七年 \parallel 四・〇％（二三億ドル）、七一年 \parallel 三・七％⁽³⁾（一六億ドル）、七五年 \parallel 三・五％（二四億ドル）と低下傾向にある。このような対インド直接投資の産業部門別構成は、一九七四年の投資残高一六億八二八〇万ドルについてみれば、採取産業 \parallel 四・二％、製造業 \parallel 九二・〇％、サービス業 \parallel 三・七％であった。製造業直接投資の比重が圧倒的に大きいものであることを確認しておく。⁽⁴⁾

戦後の対インド投資は、後にもみるように、植民地時代からの、旧宗主国イギリスの資本に並んで、アメリカ資本、西ドイツ資本、スイス資本等によって担われている。このうちのアメリカの対インド直接投資についてみると、一九八一年末の全世界に対する投資残高は二二七三億四二〇〇万ドルであり、その

資本投資(1)

(単位：億ルピー)

1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
71.01 (45.8)	73.77 (45.6)	73.54 (44.8)	76.73 (45.7)	81.64 (46.5)	86.70 (46.3)	91.69 (46.4)	97.33 (46.1)	95.71 (41.2)	92.02 (39.6)
26.72 (17.2)	26.53 (16.4)	22.28 (13.6)	21.88 (13.0)	23.10 (13.2)	22.47 (12.0)	24.17 (12.2)	22.66 (10.7)	18.10 (7.8)	14.81 (6.4)
44.29 (28.5)	47.24 (29.2)	51.26 (31.2)	54.85 (32.7)	58.54 (33.3)	64.23 (34.3)	67.52 (34.1)	74.67 (35.4)	77.61 (33.4)	77.21 (33.2)
84.20 (54.3)	88.16 (54.4)	90.55 (55.2)	91.23 (54.3)	93.93 (53.5)	100.43 (53.7)	106.11 (53.6)	113.60 (53.8)	136.86 (58.8)	140.57 (60.4)
155.21 (100.0)	161.93 (100.0)	164.09 (100.0)	167.96 (100.0)	175.57 (100.0)	187.13 (100.0)	197.80 (100.0)	210.98 (100.0)	232.57 (100.0)	232.59 (100.0)

二四・七％が途上国向けである。さらにこの途上国向け投資の三四・四％(一九三億一七〇〇万ドル)が製造業直接投資である。この製造業直接投資に占めるインドの位置は一九八〇年で(一・六％)二億九一〇〇万ドル、八一年で一・七％(三億二二〇〇万ドル)である。台湾はそれぞれ一・八％、一・七％、韓国は一・〇％、〇・八％であった。アメリカの対発展途上国向け製造業直接投資はラテンアメリカに集中しているものの、その比重は低下し、最近ではアジア地域が着実に比重を高めている(一九七一年にラテンアメリカⅡ八三・四％、アジアⅡ一三・〇％、八一年にはそれぞれ、八一・六％、一五・一％)。

このようにインドはアメリカ資本のアジア地域での主要な投資対象国の一つである。だがアメリカの対インド製造業直接投資について一九六六年から七七年までの推移をみれば、その成長率は七・三％であり、シンガポールⅡ三九・四％、香港Ⅱ二六・二％、台湾Ⅱ二六・五％、マレーシアⅡ二五・三％などの諸国と比較すると、いわゆるアジアNICsや準NICs等⁽⁵⁾に比べて、その伸びはゆるやかなものになっており、フィリピンⅡ八・六％に近い「低成長」であったとみてよい。しかし発展途上諸国からの製造業工業品の輸出増大が注目された一九七〇年代において、インドもまた発展途上諸国⁽⁶⁾のなかで主要な工業製品輸出国の一つに名を連ねているのである。

次に独立後インドにおける直接投資導入の推移を見ておこう。インドはDAC諸国の主要な資本輸出対象国の一つである

インドにおける開発政策と外国資本(二)

第6表 対インド外国

	1948年	1953年	1955年	1961年	1964年	1965年	1966年	1967 ^① 年	1967 ^② 年
直接投資	—	—	38.65 (87.4)	52.84 (79.2)	56.55 (63.3)	61.19 (61.1)	62.82 (58.8)	65.29 (53.1)	69.20 (47.0)
支店	—	—	24.31 (55.0)	27.15 (40.7)	25.97 (29.1)	26.28 (26.2)	24.47 (22.9)	24.45 (19.9)	28.00 (19.0)
FCRC	—	—	14.34 (32.4)	25.69 (38.5)	30.58 (34.2)	34.91 (34.8)	38.35 (35.9)	40.84 (33.2)	41.20 (28.0)
間接投資	—	—	5.59 (12.6)	13.85 (20.8)	32.85 (36.7)	39.04 (39.0)	44.01 (41.2)	57.73 (47.0)	77.97 (53.0)
合計	28.76	41.95	44.24 (100.0)	66.69 (100.0)	89.40 (100.0)	100.23 (100.0)	106.83 (100.0)	123.02 (100.0)	147.17 (100.0)

(注) i()内は構成比(%) ii①, ②はルピー切下げによる。
(出所) Reserve Bank of India, *Reserve Bank of India Bulletin*.

が、先にも少し触れたように、一九七〇年代における対インド投資の展開は先進資本主義諸国からの発展途上国（とくにアジア地域の）向け直接投資の伸長という傾向とは異なる様相を示していた。まず、対インド民間投資の趨勢を概観しよう。

一九五五年の対インド投資の総額は四四億二四〇〇万ルピーであり、その八七・四％が直接投資であった（但し全産業分野について）。また一九六七年の対インド投資の総額は一二三億ルピー、その五三・一％が直接投資であった。この一〇年余の間に対インド投資の総額は約三倍の伸びを示したのであるが、直接投資の比重が低下し、間接投資が額で一〇倍、構成比で四倍と伸びている。この傾向は一九七〇年代に入っても変わってはいない。一九六八年の投資総額は一五五億ルピーで、直接投資 \parallel 四五・八％、間接投資 \parallel 五四・二％と、直接投資と間接投資の構成比は逆転している。一九七七年には総額で二三三億ルピー、直接投資と間接投資の構成比はそれぞれ、三九・六％、六〇・四％となっている。

このように対インド民間投資の二〇年間の推移は直接投資の構成比の低下という特徴を示しているのである（第六表）。

これは、間接投資そのものが増えているという状況があることに加え、さきにもみたように、直接投資の伸びがとりわけ一九七〇年代に入って鈍化していることにかかわっている。直接投資が七〇年代に停滞的となってきた背景を次にみておこう。

直接投資が七〇年代に停滞的であるのは、まず第一に「外国

企業の在インド支店」の投資残高の減少、第二には「外国資本の支配下にあるルピー会社」FCRCの投資残高が一九七七年に減少していること、特に「子会社」残高の減少によるものである。

インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI) の報告書では、外国資本のインドへの流出入を「インドの対外国際投資ポジション」として、公的部門 Official Sector と非公的部門 Non-Official Sector とに分類して表示している。⁽⁷⁾ここでは非公的部門の長期対外債務残高をもって対インド資本輸出残高と捉えることにするが、ここにはインド民間企業に対する投資だけではなく公企業（国営部門）に対する投資も含まれている。報告書は非公的部門を「i 国営企業を含む工業部門と商業部門の企業、ii 商業銀行、及び iii 保険会社」と分類し、公的部門を「インド政府とインド準備銀行」に分類している。またこの非公的部門への直接投資については「外国企業の在インド支店 Branch への外国親会社からの投資」と「外資支配ルピー会社 FCRC への投資」とに分類されている。このFCRCはさらに外国資本の一〇〇％支配あるいは多数支配の下にある「子会社 Subsidiaries」と「その他 Others」に分けられ、後者のその他には外国人所有株式の二五％を超える会社が含まれている。この第七表では、すでに指摘したように、一九七五年以降、FCRCの投資残高が停滞的でしかも「子会社」の構成比が低下し、「その他」の投資残高、構成比がともに上昇していること

第7表 対インド外国資本投資(2)

(単位:1000万ルピー)

	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
直接投資残高	816.4 (100.0)	867.0 (100.0)	916.9 (100.0)	973.3 (100.0)	957.1 (100.0)	920.2 (100.0)
在インド外国企業・支店	231.0 (28.3)	224.7 (26.0)	241.7 (26.4)	226.6 (23.3)	181.0 (19.0)	148.1 (16.1)
F C R C	585.4 (71.7)	642.3 (74.0)	675.2 (73.6)	746.7 (76.8)	776.1 (81.0)	772.1 (83.9)
子会社	408.3 (50.0)	449.0 (51.8)	469.2 (51.1)	517.2 (53.1)	517.2 (54.0)	485.1 (52.7)
その他	177.1 (21.7)	193.3 (22.3)	206.0 (22.5)	229.2 (23.5)	258.4 (27.0)	287.1 (31.2)
間接投資	939.3	1004.3	1061.1	1136.0	1368.6	1405.7

(注) ()内は直接投資残高の構成比
 (出所) Reserve Bank of India, *Reserve Bank of India Bulletin*,
 December 1984, p.868

がわらう。一九七二年の「支店」「子会社」「その他」の構成比は二八・三%、五〇・〇%、二一・七%であった。「支店」とFCRCの構成比は二八・三%、七一・七%である。なお、N・K・チャンドラ N.K.Chandraによれば、一九五五年の直接投資残高の「支店」の構成比は六二・九%であり、六一年にはそれは五一・四%と低下している。さて、一九七七年にはこの「支店」「子会社」「その他」の構成比は、一六・一%、五二・七%、三一・二%へと変化している。「支店」の構成比が低下し、「その他」の構成比が上昇し、投資残高も増加しているのである。

この直接投資の構成比の変化について、さらにフローでみておこう(第八表)。これによれば、一九七四年以降、「支店」からの資本引き上げが続いていること、同時にFCRCからの資本引き上げも大きくなっていること、特に一九七六年から七七年にこの両者からの資本引き上げが大きく、FCRCへの新規の流入ではカヴァーしきれず「純流入」がマイナスとなっていることがみてとれよう。さらに、流入では再投資部分が大きく、九割を占めているのである。

第九表は「支店」の産業部門別および国別の構成比の変化を示すものである。それは在インドの外国企業の支店を全てカヴァーするものではないが、一つの傾向を示しているとおもわれる。すなわち、一九八一年までの決算報告書に基づいてまとめられたこのデータによると一九七五年度および七六年度に「支

第8表 対インド直接投資（フロー）

（単位：1000万ルピー）

	流入				合計 (1+4)	流出 FCRCより本国 への資本引き上げ (5-6)	純流入 (7)
	外国企業 在インド 支店	FCRC					
		株式	再投資	計 (2+3)			
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
1972-73	-6.4	3.4(0.9)	32.1	35.5	29.1	0.7	28.4
1973-74	17.0	2.2(0.2)	37.9	40.1	57.1	8.4	48.7
1974-75	-15.0	2.9(0.6)	92.6	95.5	80.5	10.6	69.9
1975-76	-45.6	3.7(1.9)	44.3	48.0	2.4	10.5	- 8.1
1976-77	-32.9	5.0	37.1	42.1	9.2	36.0	-26.8

（注）（ ）内の数字は、non-cash部分を示す。

（出所） Reserve Bank of India, op. cit., p.870

立教経済学研究第四一巻二号（一九八七年）

第9表 外国企業在インド支店の部門別、国別構成の推移

（支店数）

	1975-76年 及び 1976-77年	1976-77年 及び 1977-78年	1977-78年 及び 1978-79年	1978-79年 及び 1979-80年	1979-80年 及び 1980-81年
ティー・プラン テーション	65	45	3	3	1
製造業	14	10	6	4	3
貿易	23	16	6	2	1
その他	21	17	11	6	3
イギリス	97	68	16	9	3
アメリカ	17	13	9	6	4
その他	9	7	1	—	—
合計	123	88	26	15	8

（出所） Reserve Bank of India, *Bulletin*, August 1984, p.352

11011

店」数は一二三社であり、国別構成では旧宗主国イギリスが八割近くを占めていること、また部門別構成比でも後段にみるFRCRCの場合とは異なり、ティー・プランテーションと貿易部門の比重が高くなっていることがまずみてとれよう。さらにその後、一九八〇年までの変化は急激である。七九年度および八〇年度には「支店」数は八社に、七五年度に九七社であったイギリスの「支店」はわずかに三社に、アメリカの「支店」は一七社から四社に減少している。その部門別構成では、ティー・プランテーション、貿易のそれぞれの部門に「社づつ」となったのである。これが先にみたような直接投資の構成比が、特に、一九七〇年代後半以降に低下してくる大きな要因の一つとなっている。なお、「支店」数、「子会社」数について、次のような指摘がある。

「インドにおける外国支店数は、一九七三―四年度の五四〇社から一九八一―二年度の三一社へと減少した。この期間に閉鎖された支店数は三〇八社にのぼり、新設の七九社の大半は連絡事務所 (Liaison office) である。子会社は同期間に一八八社から一〇一社に減少した」と。

このような変化は、一九七四年の外国為替規制法FEREAによるところが大きいと思われる。

次に対インド直接投資残高の産業部門別構成をみておこう(第一〇表)。一九四八年の投資残高は二五億六九〇〇万ルピーであった。そのうちの三八・八%がサービス業に、二七・六%

が製造業に、そして二〇・四%がプランテーション経営に投下されていた。独立期には製造業への直接投資残高がプランテーション経営へのそれを上回る比重となっていた。このような部門別構成は独立後の重工業優先の輸入代替工業化の進展とともに大きく変化していく。

一九六一年から六九年にかけて、製造業への直接投資残高は増大するが、これと並んで石油部門の残高も急増する。一九六九年の残高構成は製造業Ⅱ五三・一%、石油部門Ⅱ一七・八%、プランテーション経営Ⅱ一六・六%、サービス部門Ⅱ一一・九%となった。鉱業とサービス部門の投資残高が減少している。製造業直接投資は一九六〇年代のインドの工業化過程に吸着して拡大したのである。ところで、この製造業への直接投資残高の拡大傾向は七〇年代に入っても続いている。すでにみたように対インド投資の直接投資比率が低下の傾向にあったのであるが、製造業への直接投資はなお拡大傾向にある。七七年にはその構成比は九一・四%となっている。

一九七〇年代の対インド直接投資の特徴は、六〇年代に引き続いて投資残高を減らしているサービス部門に加えて、プランテーション部門、石油部門でも投資残高の減少がみられることである。プランテーション部門は一九七〇年代を通じて投資残高の減少が目立ち、一九七一年に一五・一%であった構成比は七七年には九・二%と減っている。石油部門では一九七六年に大幅な投資残高の減少がみられる。かくして、一九七七年の構

1971年	1972年	1974年	1975年	1976年	1977年
1199 (15.6)	1205 (14.8)	1072 (11.7)	1043 (10.7)	1120 (11.7)	748 (9.2)
63 (0.8)	67 (0.8)	64 (0.7)	55 (0.6)	67 (0.7)	77 (1.0)
1158 (15.1)	1226 (15.1)	1379 (15.0)	1466 (15.1)	827 (8.6)	57 (0.7)
4857 (63.3)	5235 (64.3)	6256 (68.2)	6856 (70.4)	7281 (76.0)	7420 (91.4)
396 (5.2)	412 (5.1)	398 (4.3)	313 (3.2)	276 (2.9)	450 (5.5)
7673(100.0)	8145(100.0)	9169(100.0)	9733(100.0)	9571(100.0)	8122(100.0)

成比は製造業Ⅱ九一・四％、鉱業Ⅱ一・〇％、石油部門Ⅱ〇・七％、プラント・サービス部門Ⅱ五・五％となった。

直接投資は対インド投資全体の中ではその構成比が低下しているのであるが、このように直接投資そのものをとってみれば、製造業直接投資が大きな比重を占め、一九七〇年代も拡大の傾向にある。その製造業での直接投資残高の業種別構成は次のように変化している。

一九四八年には繊維部門Ⅱ三九・四％、食品加工部門Ⅱ一四・二％、化学品部門Ⅱ一・三％であり、これら三部門で全体の六割以上を占め、機械部門、輸送

機器部門はそれぞれ二％に満たなかった。この業種別構成は、一九六一年には化学品部門Ⅱ二五・五％、金属部門Ⅱ一四・三％、食品部門Ⅱ一八・〇％、繊維部門Ⅱ七・五％となり、機械部門、輸送機器部門はそれぞれ四・二％、四・六％と拡大している。この中で、繊維部門の投資残高が一九四八年の二・八億ルピーから六一年の一・四億ルピーへと低下しているのが注目される。一九七一年には化学品部門は三〇・八％とさらに構成比を高め、その他の各部門は金属部門Ⅱ一五・一％、電機機器部門Ⅱ一〇・九％、食品部門Ⅱ九・〇％、機械部門Ⅱ六・五％、輸送機器部門Ⅱ五・七％となり、繊維部門は五・二％とさらに低下している。一九七七年には、化学品部門Ⅱ三五・六％、金属部門Ⅱ一三・六％、電機機器部門Ⅱ一・三％、機械部門Ⅱ八・〇％、輸送機器部門Ⅱ五・六％となっている（図一）。

対インド直接投資については、一九七四年のFERAを契機として「インド人化」が強力に押し進められ、投資残高の伸びは停滞的であった。だが、対インド直接投資の部門別構成比の推移からして、対インド直接投資の展開がインド経済開発の工業化政策に沿っていることが読み取れよう。製造業における部門別の産出高構成比の変化とそれは一致しているのである。この製造業各部門の構成比の変化は「インド経済の自立的基盤」の強化として指摘されていたのであるが、対インド直接投資の展開はこの過程に明確に対応するものとみてよいだろう。

第10表 対インド直接投資産業部門別

	1948年	1961年	1967年	1969年
プランテーション	523 (20.4)	1005 (22.5)	1072 (16.4)	1225 (16.6)
鋳業	115 (4.5)	109 (2.4)	44 (0.7)	37 (0.5)
石油	223 (8.7)	1481 (33.2)	1276 (19.5)	1315 (17.8)
製造業	710 (27.6)	1868 (41.9)	3226 (49.3)	3920 (53.1)
サービス業	998 (38.8)	821 (18.4)	929 (14.2)	880 (11.9)
合計	2569(100.0)	4463(100.0)	6547(100.0)	7377(100.0)

(出所) Reserve Bank of India, *Bulletin*.

インドにおける開発政策と外国資本 (11)

- (1) OECD, *International Investment and Multinational Enterprises: Recent International Direct Investment Trend*, 1981.
- (2) *Ibid*.
- (3) UN, *Transactional Corporations in World Development: a Re-Examination*, 1978.
- (4) *Ibid*.
- (5) *Survey of Current Business*, Aug. 1982.
- (6) UNCTAD, *Handbook of International Trade and Development Statistics*, 1981.
- (7) RBI, 'India's International Investment Position: 1974-75 to 1976-77', *Reserve Bank of India Bulletin*, December 1984, pp. 865-869
- (8) N. K. Chandra, 'Role

of Foreign Capital in India', *Social Scientist*, Vol. 5, No. 9, 1977, p. 7

(9) 西口章雄「外資提携と工業技術の開発」、西口・浜口編、前掲書。二二三ページ。なお、子会社は同期間で一八八社から二〇一社に減少した。

(4) 対インド経済援助について

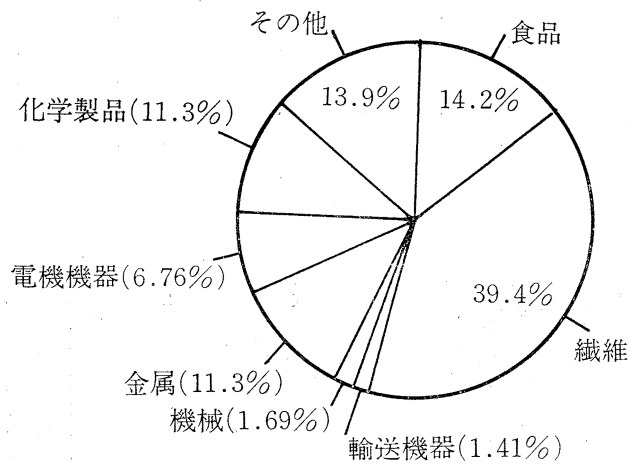
「インドは過去の援助の累積額からいっても、現在(一九八〇年度)の援助受取額からいっても、開発途上国の中で最大の被援助国である」といわれているが、対インド民間投資(外資提携)とならんでインド経済の「経済的対外従属の深化」に大きな役割を果たしてきたのは対インド援助である。

インドの援助依存について、伊藤論文は「世界資本主義の頂にたつアメリカは、対印援助において圧倒的な比重を占め、インドの対外従属とは、基本的には対米従属である」といって過言ではなからう」と述べている。

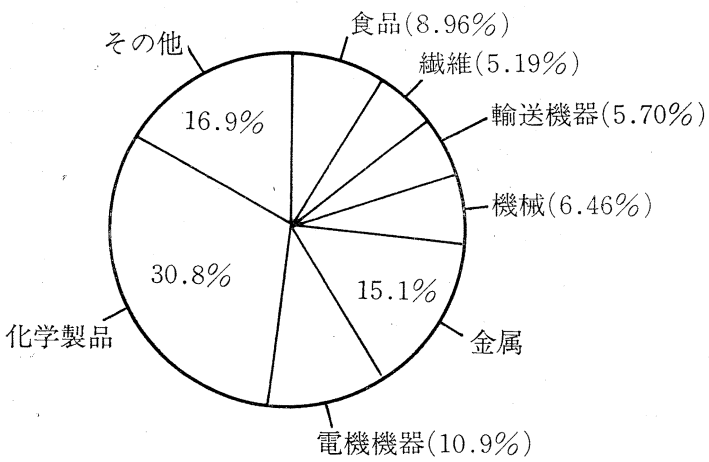
対インド経済援助について、V・N・ブラヌブラマヤンV.N. Balasubramanyam は「援助は貧困問題解決の唯一の解決法であると主張するわけにはいかない。いかなる開発途上国といえども、特にインドのように大きな国では、開発計画の主要な資金源として援助に期待を寄せることはできない」とした上で、援助の役割を援助受け入れ国が「不作や予期せぬ外貨不足に陥った場合」に「短期的に投資や消費を支える」「国内貯蓄や外貨収入の補充と解釈されるべきものである」と述べている。そ

図1 製造業直接投資部門別残高構成

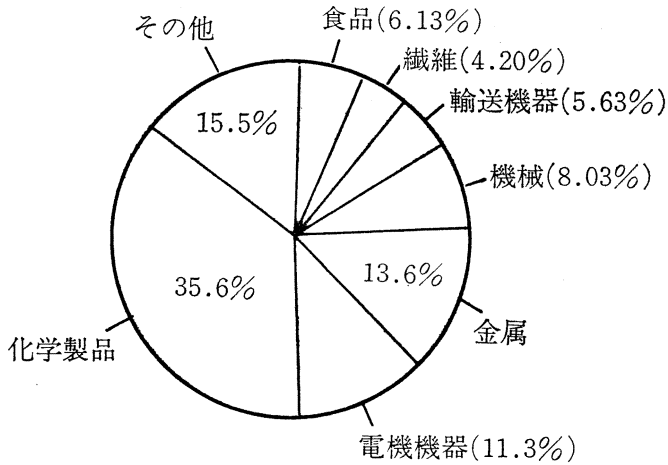
① 1948年：残高7億1000万ルピー



② 1971年：残高48億5700万ルピー



③ 1977年：残高74億2000万ルピー



(出所) Reserve Bank of India, *Bulletin*

インドにおける開発政策と外国資本(二)

して、この意味での対インド援助は一九五〇年代の外貨危機や六〇年代の農業生産の低下にさいして「消費と投資の水準を支える重要な役割を果たした」とする。

まず、対インド援助の規模と構成(国別および部門別)の推移を概観しておこう。

一九六〇年度の援助受取額(実行ベース)は八・八三億ドルであり、その後六五年度Ⅱ一六・六七億ドル、七二年度Ⅱ九・二三億ドル、七五年度Ⅱ二三・四一億ドル、七九年度Ⅱ一八・九四億ドル、八〇年度Ⅱ二三・九億ドルとなっている。

第二次・第三次五ヵ年計画期の一九六〇年代の前半に援助受取額が大きくなっている。独立後のインド経済には一九八〇年代初頭にいたるまで三回の危機があったといわれているが、この六五年度は「独立以来の第一回目の大きな経済危機」に見舞われた時期にあたる。また、外資依存率の低下を基本目標に掲げた第四次計画期(六九年度～七三年度)には経済危機克服のための輸出促進政策や「緑の革命」の導入などが引き続き行われ、七二年度までは受取額は減少した。だが、七一年度と七二年度の二年間は早魃による農業生産の低下と第一次石油危機とが重なり、激しいインフレーション(七三年度の物価上昇率Ⅱ二〇・二%、七四年度Ⅱ二五・二%)に見舞われ第二の経済危機を招来するにいたり援助受取額が増大した。

その後、農業生産や輸出が好調であり、海外からの送金もあって国際収支も好転し、これを背景に貿易政策などの「自由

化」が模索された。一九七七年度、七八年度の援助受取額はそれぞれ一六・二八億ドル、一六・九五億ドルであった。しかし、一九七九年には第二次の石油危機を契機にした国際収支の悪化により援助受取額が大きく膨らんでいる。石油価格引き上げの結果、石油製品の輸入価格（輸入額）の上昇、さらに七九年度の早魃からの農業不振による食糧不足や物価上昇から国際収支の悪化を招いたのである。次のように説明されている。

「第二次石油危機や早魃による穀物生産の激減、国際市況の悪化による輸出不振、送金の減少、これまで過少投資であった経済インフラ部門のボトルネック化等の悪条件が一時に噴出し、農業生産はマイナス一五・五%、工業生産はマイナス一・四%、貿易赤字は一九七九年度は二七億ドル、一九八〇年度は六〇億ドル、物価上昇率は一七〜一八%、食糧在庫は危機ラインとされる一〇〇〇万トン⁴⁾を割り、外貨準備は急速に減少傾向を示し始めた」と。

第三回目の経済危機である。再び援助の受取額が増加する。

一九八一年にはインド政府はIMFのコンディショナリティを受け入れ、IMFの拡大融資制度 The Extended Facility Loan から五〇億SDR（約五八億ドル）約五一〇億ルピー）の融資を受けるにいたっている。

このように、インド経済は独立以来三回の経済危機を外国援助によって乗り切ろうとしてきたが、一九七〇年代はこのような援助依存からの脱却を目指してあらためて「経済自立」の基

本目標が掲げられた。V・N・ブラスマヤンは「いかなる場合にでも、インドの政策立案者は援助は一時的な手段にすぎないと主張してきた。事実、Self-reliance が基本的目標として繰り返し各計画案において支持されてきた。いうまでもなく、その Self-reliant の内容は時とともに変化し修正されてきたが、第三次や第四次の計画ではそれは援助の終わりを意味すると解釈され、第五次計画では援助依存を減らすことを意味していると解釈された」と述べている。一九八一年、IMFの対インド融資は改めて、援助依存からの Self-reliance の難しさを示すこととなっている。

インド経済の援助依存は構造的なものとなっているのではないだろうか。「経済の自立的基盤」が強化されたとされる第二次・第三次計画期とそれに続く三カ年の年次計画期の開発計画支出に占める外国援助の純受取額の比重がほぼ三割を占めていたのである。その比重は第一次計画期には九・一%（純受取額一七・七九億ルピー）であったが、第二次 \parallel 二八・一%（一三・一・一億ルピー）、第三次 \parallel 二七・二%（二三・二・五一億ルピー）へと上昇し、続く年次計画期には三三・九%（二四・七一億ルピー）となったのである。このような援助依存からの脱却をめざして、一九七〇年代は Self-reliance 「経済自立」が基本目標に掲げられたのである。そして、第四次計画期にはその比重は一一・二%、第五次計画期には八・九%へと低下している。ここから第二次石油危機直前に、国際収支の改善、輸出

の伸長などを背景にして、外国援助への依存という側面では「経済自立」の努力が成果を生みつつあるとの評価がなされている(前出・K論文参照)。

さて、第一次計画期の援助総額(借款、贈与、商品援助)は二〇・一七億ルピー(借款Ⅱ六三%、贈与Ⅱ三五%)、第二次Ⅱ一四三・〇四億ルピー(五一%、一%)、第三次Ⅱ二八六・七七億ルピー(六六%、四%)、第五次Ⅱ三八二・七七億ルピー(九二%、四%)であり、一九七六年度からの三年間の援助総額は三四一・七四億ルピー(七四%、二六%)となっている。なお、第二次計画期の商品援助の比重は三八%、第三次のそれは三〇%となっている。これは主に食糧援助(アメリカのPL四八〇による)であって、第四次には三%になっている。食糧援助を別とすれば、援助にしめる借款の比重が高くなっている。七〇年代後半の三カ年に贈与の比重が増えているのは主としてイギリス、およびカナダからのものである。

援助のタイプ別構成では一九六〇年代は食糧援助が大きな比重を占め、七〇年代は商品援助や債務返済のためのノン・プロジェクト援助のウエイトが高く(五〇~六〇%)なっており、七〇年代の後半にはプロジェクト援助(一九七九年度は粗援助額の六六%)の占める割合が大きくなった。

対インド援助の主体は一九六〇年代はアメリカであり、七〇年代に入って世界銀行IBRDの比重が高まっている。一九八〇年には世界銀行・対印援助コンソーシアムの占める比重が二

〇億五七〇〇万ドルで八六・四%、OPECの一億一四〇〇万ドル(四・八%)、ソ連・東欧の六〇〇万ドル(二・五%)となっている。この世界銀行・対印コンソーシアムの内訳は六〇年代の累計比でアメリカⅡ二七・六%、世界銀行Ⅱ二二・一%、イギリスⅡ九・三%であったが、八〇年の構成比は世界銀行(IDAを含む)Ⅱ三六%、アメリカⅡ一〇・八%、イギリスⅡ一〇・八%と変化している。

次に対インド援助の利用状況を産業部門別にみておこう。(8)一九六六年から七四年までの援助使用総額は五七〇・四八億ルピーであったが、農業開発が四・三%、工業開発が六三・二%を占めている。七四年~七八年間は総額三八七・九三億ルピーでそれぞれ一六・三%、四一・五%であり、七九年度は総額八五億ルピーでそれぞれ四〇・五%、一八・三%となっており、援助の利用分野が工業から農業へと転換してきている。この援助対象分野の変化は右にみた援助主体の変化(援助方式の変化)と関連していると思われる。先進資本主義諸国からの対インド援助が世界銀行・IDAを中心に進められる一九七〇年代後半にはこの傾向はいよいよ明瞭になっている(一九七八年度末の援助受取累積額の六四・九%が世界銀行・IDAからのものであり、八〇年度末借入累積額は一一〇億五五八〇万ドルで援助受け入れ国の第一位となっている)。(10)

援助受取額に関して注意を要するのは、年々の受取額のうち返済・利子支払い額の占める割合が高いことである。一九七九

年度の粗援助受取額一三六・七億ルピーの六四・六％が借款の返済（五七億ルピー）と利子支払い（三一・四億ルピー）に当てられたのである。八〇年度は三六・七％、八一年度は四六・三％であった。

「借款の利払い額が第三次計画期の二二・七億ルピーから一九八一年度の九五・二七億ルピーへと増え、このますます増大する債務返済のためにインドは大規模な債務救済の援助に頼らざるを得なくなりました」⁽¹¹⁾。

一九七九年度末の対インド援助の累計額をみると、アメリカが累計額全体の二七・六％を占めており、ついで世界銀行の二二・一％、イギリス二九・三％、西ドイツ二七・九％、ソ連・東欧二六・三％、日本二五・三％などとなっている。一九六〇年代の対インド援助は二国間援助が大きな比重を占め、なかでもアメリカの占める位置は借款と商品援助を合わせて第三次計画期には五二％に達していた。一九七〇年代に入ると、二国間援助の比重が下がり、世界銀行・IDAの占める比重が高まってきたのである。

アメリカの対インド経済援助は次の三つのルートを通じてなされてきた。すなわち、PL四八〇に基づく余剰農産物援助、国際開発局AIDによる借款援助、それに輸出入銀行による借款の三ルートである。このアメリカの援助について次のような指摘がある。

「アメリカの余剰農産物援助は、社会的間接資本の整備・拡

充にかんして国家部門に向けられ、インド工業の発展にかんしてアメリカ資本と関係の深い民間企業にむけられている。かかるアメリカの対印援助政策の基本線は、アメリカの公的援助機関—国際開発局、輸出入銀行—を通ずる援助のうちにも、くつきりと示されている」⁽¹²⁾と。

伊藤論文は、このアメリカの対インド援助（特に第三次計画期末期までの）の特徴について、「第一は、公共部門への援助がPL四八〇を除けば、著しく少ないこと」、第二に「アメリカの対公共部門援助はごく少額の例外を除いて、公共部門の工業プロジェクト援助を拒絶していること」、第三に「対民間部門援助が大資本、なかでも大財閥系の有力企業に集中している」ことの三点を指摘している。そこに貫く戦略は、伊藤論文によれば、援助を「社会資本の形成」⁽¹³⁾「私的資本の拡大再生産の条件づくりに」、さらに民間大企業の育成に集中させることである。「実態からみたアメリカの対印援助は」「公共部門の重工業に対立し、私的資本主義を育成し、そのうえにたつ独占的大資本を強化する役割をはたしてきた」⁽¹³⁾。

アメリカの対インド援助は、戦後アメリカ体制のもとに旧イギリス植民地を再編成するテコになった。AIDが一九六四年にインドの民間部門に供与した二・七五億ドルの商品借款のうち八〇％がアメリカ製品の輸出に直結している。このようにアメリカの援助がアメリカ商品のインドへの輸出拡大のテコとも、世界市場の再編のテコともなっている。

またPL四八〇に基づく余剩農産物援助の見返り資金がクーリー基金(Cooley Fund)としてインドに積み立てられ「インドにおける民間企業(アメリカ系、アメリカとインドによる合併企業、アメリカ農産物の販売ならびに加工に従事するインド会社)の育成のために使用され」、アメリカ資本の対インド投資を促進してきた。

先進国の援助がその国の民間資本の進出を促進しているのであるが、これはアメリカの援助にのみ特徴的なことではない。西口教授は、アメリカの援助は「自国独占資本とインド財閥系企業との結合関係の発展・強化をねらいとするものであった」が、イギリスと西ドイツの援助は「国家部門とりわけ国营工業に集中されている」特徴をもつ。しかしこれら両国も援助を通じて、「国家部門への金融的・技術的援助を橋頭堡として、両国独占資本のインドの民間部門への企業進出(インド資本との結合関係の発展・強化)」を促進していると指摘する。

さて、資本主義発展の初期段階では、そして世界資本主義の今日的発展段階では、発展途上国の工業化は、特に重工業を興そうとする場合には、国内の資本と技術だけでは到底不可能であって、本源的蓄積を押し進める国家の強力な介入とともに、外国資本と技術の導入をはからざるを得ない。

西口教授によれば、「民族ブルジョアジーは、その階級的支配指向と物的基盤の欠如との矛盾を早急に解決して、いくために」、「資本主義的国民経済形成の課題」を負うが、この国民経

インドにおける開発政策と外国資本(二)

済の形成は「生産力的側面」からして「生産力の世界的発展の今日的段階を代表する産業(近代的重化学工業)の先進諸国からの移植・開発」を基軸とせざるを得ない。なぜならこの近代的生産力の導入は、発展途上諸国が「経済的従属的地位から離脱し、資本主義世界のうちにあつて帝国主義的先進諸国との国際経済関係における自己の主体性を確立していくために」も不可欠の課題である。だが、民族ブルジョアジーは「自らの弱性のために」、その課題の実現を「国家に委ね」ざるを得ないのであつて、民族ブルジョアジーの経済自立戦略(国民経済形成の戦略は、国家資本主義という生産関係を選び取り、その政策体制のもとで進められるということになる)。(16)インドにおいてこの国家資本主義の開発政策が典型的に進められる。

インド国家資本主義の展開とその転換については、古賀教授によつて次のように時期区分されている。

- (1)「経済発展の基礎条件の整備の時期(一九四七～五五年程度)」、(2)「国家資本主義的重化学工業化の時期(一九五六～五五年度)」、(3)「経済的危機と政治的不安定激化の時期(一九六六～七六年度)」、(4)「国家資本主義の転換期(一九七七年三月)」と。

この時期区分の第二期である「国家資本主義的重化学工業化の時期」が、その「工業構造の高度化」の成果をもつてインド経済の「自立的基盤」の強化された時期であるとされたのである。だがこの工業化は援助と外資に依拠してのみ可能であつ

た。この時期に経済従属の深化がみられた⁽¹⁹⁾。これは従属的な工業化であるが、この従属的工業化過程について、この時期に可能となった工業構造の高度化こそが経済自立にとつては重要であつて、その工業化がたとえ援助、外資・技術に依存して進められたものであつても長期的にはそれは自立化への一階梯とみなされるべきだとK論文⁽²⁰⁾はみていた。このK論文もこの時期に多国籍企業の進出がみられ、外国から資本と技術の導入が進められたこと、それが配当・利子・ロイヤルティ等の送金による外貨流出につながることは認めていた。だがそれは短期的な、一時的な従属ではあつても、工業構造の高度化は、長期的には経済自立を達成すると考えられていたとみてよい。

先の伊藤論文は工業構造の高度化が外資依存を前提としてはじめて実現したことを重視し、従属的發展をインド資本主義拡大の特殊性との関連から捉えていた。これとは別に、多国籍企業主導の下、外資・技術導入による工業化は工業構造そのものに重大な歪みをもたらすとの見解がある。

西口教授は、「かかる国家資本主義的發展過程は国際収支の急速な悪化を招き」、「この国際収支の悪化により外資・技術の導入が積極的に進められ」、「六〇年代前半におけるインドの国民経済形成過程は、多国籍企業による技術支配をベースとした新しい発展途上世界の編成過程と重なりあつて」、「さまざまな構造的歪みが刻み込まれていった」、そして、その歪みは「機械工業における近代的生産力の過少利用（＝遊休）状態」を

「恒常化」していると指摘する⁽²¹⁾。

外資提携による技術協定はノウハウ等の第三者への移転を制限する条項をもち、したがって複数のインド企業が同種ノウハウを輸入し、国民経済からすれば「重複外資提携」をうみだした。これは技術料やロイヤルティの支払いばかりでなく、技術輸入に付随する特定タイプの原料・部品の重複輸入につながり国際収支を圧迫する要因となつた。この技術提携に付随する原料・部品輸入は「外資提携企業の周辺に多種多様な関連産業の發展を促すこと」を阻害し、「輸入依存体制を強める」。さらに、外資提携が集中している科学製品、金属製品、機械（運輸機器を含む）生産の各分野において「工業生産力の不完全利用の相対的に高い産業」がみられる⁽²²⁾。「近代的生産力の不完全利用は、『独占的大企業』の近代技術の独占的支配によってインドの重工業化過程の内面に刻みこまれた構造的歪みを反映する⁽²³⁾」ものであると述べられているのである。

このような構造的歪みが一九六〇年代後半以降のインド経済の構造的停滞の一要因をなしていたのである（土地改革の不徹底と農業開発の遅れから農業生産力が伸びず、一方では食糧輸入と貿易収支圧迫、他方では農民・労働者の所得の成長停滞、国内市場の拡大停滞による輸入代替工業化の挫折、これらが他の停滞要因をなす）。

かくして一九七〇年代は、経済の低成長をもって特徴づけられることとなる。この構造的停滞の一要因を外資導入を積極的

に計らなかつたからであるとの見解は一面的であろう。既にみたように、たしかに七〇年代は対インド直接投資の伸びは鈍化していたのであるが、間接投資は伸びていたのであり、直接投資も製造業でのウエイトを高めつつ、その収益を確保していたとみてよい。七四年のF E R Aの影響があるとはいえそれは決して外資導入を閉め出すような禁止的なものではなかつたのである。インド経済の停滞が、そして国内市場の拡大鈍化が多国籍企業の対インド進出の勢いを鈍らせていたものと考える方が順当であろう。この七〇年代にあつても外資系企業のインドでの展開はサウ論文がみたように外貨流出の一大要因と見做されるべきものであつた。

一九七五年度から八〇年度までのF C R C三一三社に関する調査⁽²⁵⁾についてみてみよう。ここから、さきにみたように外国支店や外資多数支配企業のインド人化をすすめてきた一九七〇年代後半、本格的な経済自由化政策がとられる前夜にF C R Cの展開が輸入誘発的であり、配当、利子およびロイヤルティの送金が国際収支の圧迫要因でありつづけていることが読みとれよう。

一九八〇年のF C R C三一三社の構成(第十一表)は外資完全支配Ⅱ一八社、外資多数株支配Ⅱ一二社、四〇%以上支配Ⅱ八九社、二五%以上四〇%未満Ⅱ九四社となっている。インド人化の進展により、七〇年度の五四三社から減少しているもののF C R Cの四割が外資多数支配のもとにある。三一三社の

インドにおける開発政策と外国資本(二)

第11表 F C R C 313社の構成(1980年度)

国 籍	子 会 社		その他のF C R C		合計(10万ルピー)	
	完全所有	多数支配	40%以上	25~40%	企 業 数	払込資本
イギリス	8	59	37	46	150	430.89
アメリカ	8	22	25	17	72	180.56
西ドイツ	—	11	7	15	33	67.61
ス イ ス	—	10	2	4	16	42.31
その他諸国	2	10	18	12	42	105.80
合 計	18	112	89	94	313	827.17

(出所) Reserve Bank of India, op. cit., p.291

第12表 F C R C 313社の部門別構成

	イギリス	アメリカ	西ドイツ	スイス	その他	合計
I 農業, 及び農業関連	4	1	—	—	—	5
a) 茶プランテーション	4	—	—	—	—	4
II 鉱業	1	—	—	—	1	2
III 加工業 (食品・繊維・タバコ・皮革など)	11	1	—	2	5	19
a) 繊維	4	—	—	—	2	6
IV 製造業 (金属・化学・その他)	101	57	27	10	29	224
a) アルミ精製など	—	1	—	—	2	3
b) エンジニアリング	66	27	18	5	18	134
1) 輸送設備	9	3	3	1	2	18
(自動車)	(8)	(3)	(3)	(1)	(1)	(16)
2) 電機・装置	17	7	4	1	5	34
3) 機械 (輸送・電機をのぞく)	26	11	10	2	10	39
4) 鑄造	4	—	1	—	1	6
5) 鉄及び非鉄金属	10	6	—	1	—	17
c) 化学	34	28	9	4	8	83
1) 基礎化学	10	8	3	1	2	24
(プラスチック原料)	(—)	(2)	(2)	(—)	(1)	(5)
2) 薬品, 薬剤	8	12	4	2	3	29
3) 塗料など	3	2	1	—	—	6
4) その他	13	6	1	1	3	24
V その他加工, 製造業	18	9	5	3	5	40
a) ゴム	3	1	—	1	—	5
VI その他産業	15	4	1	1	2	23
a) 貿易	11	3	1	—	1	16
合計	150	72	33	16	42	313

(出所) R.B.I. op. cit., p.292

第13表 1980年度 FCRC 313 社の輸出・輸入

(単位：10万ルピー)

産 業 別	1975—76年		1979—80年		1980—81年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
ティール・プランテーション	8	33, 52	1, 44	47, 17	1, 21	48, 57
全繊維部門	4, 66	19, 86	4, 70	26, 60	2, 97	27, 39
アルミニウム	1, 84	14	7, 59	4, 57	10, 20	7, 34
エンジニアリング	97, 20	67, 20	188, 92	93, 06	219, 59	112, 38
化学	54, 46	39, 96	130, 86	69, 70	156, 71	92, 46
ゴム・ゴム製品	6, 92	8, 53	11, 92	8, 53	18, 61	13, 71
貿易	3, 02	9, 53	7, 62	9, 86	6, 29	8, 41
全企業 (313社)	193, 21	206, 21	390, 59	303, 34	458, 22	355, 56

(出所) R.B.I. op. cit., p.345

インドにおける開発政策と外国資本 (二)

うはほぼ半数の一五〇社がイギリス系であり、アメリカ系は七二社である。その部門別構成では製造業に二二四社(イギリス系一〇一社、アメリカ系一五七社、西ドイツ系二七社)を数える。製造業のうち、エンジニアリングに一三四社、化学部門に八三社が設立されている(第十二表)。これら三二三社の払込資本一八二億七七一〇万ルピーは八〇年度のインド民間株式会社社の払込資本総額を三八二億ルピーとして、インド民間企業の約二割をしめると推計しうる(伊藤論文の推計は支店を含めてであるが、六四年度に二一%としていた)。この調査は七九年度と八〇年度はインド企業のほうがFCRCよりも純資産の増加率が高いとしている。だが粗利潤率は七五年度一五・〇%(インド企業一・九・三%)、七八年度一六・二%(同一・二%)、八〇年度一四・七%(同一・一%)といずれもFCRCのほうが高く、配当率も八〇年度一五・四%(同一・五%)も同様である。

さてこのような三二三社の輸出入額であるが、第十三表にみるように一九七五年度を除いて七九年度も八〇年度も輸入が輸出を上回っているのである。七五年度もFCRCの多数をしめるエンジニアリングと化学工業においては輸入超過になっている。八〇年度のエンジニアリング部門の輸入構成は原料・部品が六五・二%、資本財一〇・一%、維持部品二四・一%となっている。化学工業ではそれぞれ七七・七%、一五・九%、六・一%であった。FCRCは輸入依存型であるといえよう。

国際収支の赤字要因はこれだけではない。配当、利子、ロイヤルティ、技術料などの送金もF C R Cの外貨支出の大きな項目である。一九八〇年度の三一三社の送金総額は七億二、三六〇万ルビーであった。そのうちわけは配当送金Ⅱ五六・六％、利子送金Ⅱ三・五％、ロイヤルティⅡ六・一％、技術料Ⅱ九・二％である。

八〇年度のF C R C三一三社の外貨支出は五三・一％億ルビーであり、その八六・四％が原料・部品、メインテナンス輸入による支出であり一三・六％が利潤、利子等の送金であった。これにたいしてF C R Cの外貨獲得高は三六・九億ルビーであった。

以上、対インド直接投資はこれまでのところ輸出促進型ではなく輸入誘発型であり、輸入代替工業化の過程に吸着し、インド市場を指向し、再投資によって外資のフローを増大せずして、利潤の安定的な送金をなしているとみてよいであろう。

さて、先の時期区分の「経済的危機と政治的不安定激化の時期」にはインド資本主義の安定的形成のために農業部門の開発が課題となった。植民地時代の産業構造を工業化を軸に自立的な産業構造に転換しようとした時期Ⅱ「経済発展の基礎条件の整備の時期」と「国家資本主義的重化学工業化の時期」を民族ブルジョアリーの「経済自立」戦略の第一段階とすれば、この時期はその第二段階と位置づける。それは輸入代替工業化の行き詰まりを農業開発↓国内市場の拡大によって打開せんとする

ものであった。この第二段階においても外国資本の影響を無視しえない。

民族ブルジョアリーの「経済自立」戦略の第一段階は外資依存と構造的停滞に帰結した。外資依存型の開発政策の破綻と構造的矛盾はすでにみたごとく一九六〇年代後半に明確になっていたのであるが、その矛盾を解決すべくインド国家資本主義は一方で国内市場拡大のための「社会主義型社会」、「貧困追放」の「社会主義的」スローガンを掲げ、また農業生産力増大の「緑の革命」（農業生産力の増大によって食糧自給率を高め、口の七割がそれに依存する農村を開発し国内市場を拡大せんとさらに人すること）を導入し、他方では生産力拡大と輸出促進のために、国営企業部門を中核とする国家資本主義的政策の統制的枠組みを切り崩し、国内市場を外国資本に開放していく。

民族ブルジョアリーの「経済自立」戦略の第二段階の「緑の革命」も外国資本のためのインド市場を作り出したのである。ここで重要なのは、すでに述べた世界銀行の対インド援助の重点が農業開発に移動してきたことである。

一九七〇年代の対インド経済援助の特徴は二国間援助に代わって国際援助機関（IBRD、IDA、IFC〔国際金融公社〕）による、あるいは援助コンソーシアムによる援助の比重が増えたこと、さらに国際援助機関からの援助が農業開発・農村開発および農業関連工業に重点を置くようになってきたこと、プロジェクト援助が増えたことであった。

インドの援助受取額に占める世界銀行 I B R D ・ I D A の比重は一九七二年度に二九・五%であったのが七八年度には六四・九%を占めるにいたっている。その構成は一九八〇年度末残高で I B R D 二五・二九億ドル、I D A 七二・五五億ドルであった。この他に、I F C の〇・七二五億ドルがある。援助の重点は農業開発に置かれ、肥料工場の建設やインド工業投資信用公社 I C I C I Industrial Credit and Investment Corporation of India、インド産業開発銀行 I D B I を通じての中小規模工業の育成がはかられている。

ところで、世界銀行は戦後経済復興および発展途上国の生産設備、生産資源の開発を目的として設立され、発展途上国の民間企業の育成、及び先進国企業の対発展途上国投資を保証してきた。世界銀行の対インド援助も主として民間企業の設立、近代化の促進に向けられ、インフラ部門への援助も民間企業の発展を促すものとなっている(このような目的に沿って一九五五年には I C I C I の設立が勧告された)。その I C I C I を通じての援助はインドにおける民間企業の育成とともに、インド企業と外国企業との合併を促進する。I F C の対インド援助も合併企業設立を促進してきたのである。インドにおける資本主義の拡大を助成すること、そのために発展途上国の民間企業の育成と発展、および先進国の対途上国投資の促進とその保証が I B R D ・ I D A の目的であり、これはアメリカの A I D の基本戦略と同方向を持つものである。

インドにおける開発政策と外国資本(二)

世界銀行が農業開発援助に重点を移していった背景は次のようなものであった。「緑の革命」の成功には多量の肥料と農業を必要とするが、「これはアメリカを中心とした巨大な国際石油資本」に第三世界進出の道を開くことになった。この国際石油資本が世界銀行やアメリカ政府を「引き込み、それと手を結びながら、第三世界への進出と、現地における有利な企業活動に寄与させようとする戦略を展開した」。アメリカ政府はアジアの食糧輸入国に対して食糧自給のために農業生産向上の自効努力をするように「圧力をかけた」ので、六〇年代にはインドやパキスタン、トルコで「農業開発のための肥料輸入が増えていた」が、国際石油資本はこの肥料産業に投資を試みようとしていたのである。インドでは「農業危機の克服と農業における生産性向上を目指すパッケージ・プログラムの実施とそれに対応する世銀とアメリカ政府の援助」がなされ、五カ年計画で「肥料の生産と使用は、優先的な地位をあたえられた」。

すなわち、第三次計画において化学・同関連工業の中で肥料工業が「最大かつ最重要投資分野に指定され」、第四次計画でも肥料の増産が強調された。世界銀行・I D A は「インドの肥料工場の規模拡張のための四億四二〇〇万ドルにのぼる融資を供与した」。アメリカの余剰食糧援助によるクローリー資金からもアメリカ系の肥料工業に貸し付けられたのである。⁽²⁶⁾

外資・技術導入による外貨流出の構造を重視していたサウ論文は、外資・技術導入は工業化、インド資本主義の発展を促

し、そこにインド資本家層と外国資本家との同盟（＝インド・プロレタリアート・農民を共同搾取するための）がインド国家をも巻き込んで形成されてきたとの見解を示していた。援助と外資を導入しての「緑の革命」も、その帰結として、このサウ論文に従えば、外国の独占資本（家）とそれに同盟した自国資本家・地主層との共同搾取体制の形成と見做しうるといえよう。

（未完）

- (1) アジア経済研究所『発展途上国直接借款推進基礎調査報告書—インド—』一九八二年、一四一ページ。
 - (2) 伊藤正三、前掲書、一二六ページ。
 - (3) V.N. Balasubramanyam, op. cit., p. 175.
 - (4) アジア経済研究所、前掲書、ii ページ。
 - (5) 同書。
 - (6) IMF のコンディショナリティの概要は次のようであった。① 通貨政策、金融・財政政策によるインフレ抑制策を実施すること、② 民間部門の投資・生産を促進する政策（これまでの過度の規制・制限を緩和する方向で）をとること、③ 外国企業との技術提携やロイヤリティ支払いの手続きをかたりの程度まで自由化すること、④ 国内市場を重視した経済開発とその政策を転換して輸出指向型の開発政策をとること、⑤ 輸入制限を自由化すること、⑥ 農業および基幹産業分野での価格構造の改革、等々。
- このような勧告に対して、インド政府は経済政策を実施するにあたってはIMFと協議すること、計画実施の進捗状況をIMFと検討する意向などを伝えている (Bhart Dogra, *Salvation or Surren*

der; IMF and the Third World, GEE ESS PRINTERS, 1983. p. 26-8)。

- (7) V.L. Kelkar, 'India and World Economy; Search for Self-Reliance', *Economic and Political Weekly*, Annual Number Feb. 1980.
- (8) ヒップ経済研究所、前掲書。Government of India, *Economic Survey*. V.N. Balasubramanyam, op. cit., p. 170. *Basic Statistics of India*. H. Ezekiel, ed., *The Economic Times' Statistical Survey of the Indian Economy*, 1984. etc.
- (9) V.N. Balasubramanyam, op. cit., p. 177.
- (10) ヒップ経済研究所、前掲書。
- (11) V.S. Mhajan, *Recent Developments in Indian Economy*, Deep Deep Publications, 1984. p. 192.
- (12) 西口章雄、前掲『発展途上国経済論』一四一ページ。
- (13) 伊藤正三、前掲書、一二九ページ。
- (14) 西口章雄、前掲書。
- (15) 同書。
- (16) 同書、八八〜九ページ。
- (17) 古賀正則『独立後のインドの経済発展』『経済学大辞典』第三巻、東洋経済新報社、一九八〇年。
- (18) 伊藤正三「開発政策の成果と展望」(山口博一編『現代インド政治経済論』アジヤ経済研究所、一九八二年)。
- (19) 伊藤正三、前掲『独立後の独占資本の発展と経済的従属』
- (20) V.L. Kelkar, op. cit.
- (21) 西口章雄、前掲書、二一八ページ。

- (22) 同書。
- (23) 同書、一七六ページ。
- (24) Ranjit Sau, *India's Economic Development : Aspect of Class Relations*, Orient Longman, 1981.
- (25) Reserve Bank of India, *Finances of foreign controlled rupee companies and branches of foreign companies 1975-76, to 1980-81*, *Reserve Bank of India Bulletin*, August, 1984, pp. 291-360.
- (26) 「緑の革命」をめぐってインドと世界銀行との関係については以下の論文を参照。C.P. Bhanbri, *World Bank and India*, Vikta Publishing House, 1980. V.S. Mahajan, op. cit. 加藤長雄「世界銀行と内政干渉——インドを例として——」(『明星大学経済学研究紀要』第一四巻、一九八二年一月)。